

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

令和5年3月23日開催

さいたま市教育委員会

- |   |          |   |  |   |
|---|----------|---|--|---|
| 1 | 期        | 日 | 令和5年3月23日(木)   |   |
| 2 | 場        | 所 | 教育委員会室   |   |
| 3 | 開        | 会 | 午後1時30分  |   |
| 4 | 出席委員     |   | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員<br>委 員  | 細 田 眞由美<br>大 谷 幸 男<br>石 田 有 世<br>野 上 武 利<br>武 田 ちあき<br>武 川 行 秀  |
| 5 | 議場に出席した者 |   | 副教育長<br>管理部長<br>学校教育部長<br>生涯学習部長<br>管理部参事兼教育総務課長<br>学校教育部参事兼教職員人事課長<br>学校教育部参事兼指導1課長<br>学校施設整備課長<br>教職員給与課長<br>生涯学習振興課長<br>文化財保護課長 | 小田嶋 哲<br>栗 原 章 浩<br>千 葉 裕<br>山 浦 麻 紀<br>高 木 泰 博<br>田 中 一 秀<br>藤 田 昌 一<br>溝 上 靖 朗<br>木 村 哲 也<br>辰 市 健太朗<br>柴 田 崇 |
| 6 | 会議録署名委員  |   | 石 田 有 世  |   |

## 7 議事等の概要

- 細田教育長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            おりません。
- 細田教育長                    本日の会議録の署名は、石田委員にお願いいたします。  
議案第18号、第23号については規則改正が不要となったこと  
により議案が取下げになったことを御報告します。  
本日の議案については、報告第31号は人事に関する案件である  
ことから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の  
皆さんいかがでしょうか。
- 各委員                        <異議なし>
- 細田教育長                    それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第3  
1号は非公開とします。  
会議の順番ですが、議案第9号から議案番号順に順次、審議する  
ことといたします。  
なお、議案第12号から議案第14号、議案第15号から議案第  
27号については、地方公務員法等の一部改正を踏まえ、令和4年  
9月定例会において制定した「さいたま市教職員定数条例等の一部  
を改正する条例」の施行に伴い、関連する規則の所要の改正を行う  
ものでございます。つきましては、その改正内容も類似しておりま  
すので、所管課からの説明、質疑は一括して行うことといたしま  
す。
- 議案第9号                    さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて
- 細田教育長                    それでは、議案第9号について事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長                   議案書2ページをお開きください。議案第9号「さいたま市教育  
委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を御  
説明します。なお、5ページは各条文の改正に係る参考資料となり  
ますので適宜御覧ください。  
はじめに、第2条（内部組織）の規定についてでございますが、  
令和5年度組織改正において、学校施設整備課の計画整備係が、計

画係と整備係に分かれ、2係体制となったことから所要の改正を行うものでございます。

続いて、第3条（事務分掌）を御覧ください。学校教育部指導1課の事務分掌で規定されている「自然の教室等に関すること。」については、さいたま市立館岩少年自然の家条例、さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則において、館岩少年自然の家が行う業務及び事務として規定されているため、指導1課における館岩少年自然の家に係る事務を整理し、所要の改正を行うものです。

次に第6条（職員）及び第7条（職務）を御覧ください。職員の定年は令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられ、定年引上げ後の管理職は役職定年となります。役職定年により降任となる職員の職名と職務を新たに設け、市長部局と同様に所要の改正を行うものでございます。降任後の職名ですが、局長級から降任後は総合調整幹、部長級から降任後は調整幹、次長級及び課長級から降任後は専門幹となります。

施行期日は、令和5年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議の程、何卒よろしくお願いたします。

細田教育長                   何かありますか。

石田委員                   第2条（内部組織）の改正部分、1係が2係になるということで、職員の増員もあるものでしょうか。

教育総務課長               令和5年4月1日付けの人事異動においては、増員をする予定でございます。

細田教育長               それでは、議案第9号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員                    <異議なし>

細田教育長               出席委員全員の賛成により、議案9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号   さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長                    それでは、議案第10号について事務局から説明をお願いします。  
す。

教育総務課長                それでは、議案書7ページをお開きください。議案10号「さい  
たま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の  
制定について」を御説明します。

第1条の改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、  
再任用短時間勤務職員に係る参照条項を改正するものです。

次に、別表の改正につきましては、議案第9号で説明させていた  
だいたとおり定年引上げ後の管理職の役職定年により新たに設けら  
れる「総合調整幹」「調整幹」「専門幹」の職務名を別表に加えるも  
のでございます。

施行期日は、令和5年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議の程、何卒よろしく願いいたし  
ます。

細田教育長                    何かありますか。  
それでは、議案第10号につきましては、原案のとおりとしてよろ  
しいですか。

各委員                        <異議なし>

細田教育長                    出席委員全員の賛成により、議案第10号は原案のとおり可決さ  
れました。

議案第11号    さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定に  
ついて

細田教育長                    それでは、議案第11号について事務局から説明をお願いします。  
す。

教育総務課長                それでは、議案書10ページをお開きください。議案第11号  
「さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定  
について」を御説明します。

本議案の提案理由でございますが、議案書11ページをお開きく  
ださい。地方公務員法の一部改正に伴い、再任用短時間勤務職員に  
係る参照条項を改正するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議の程、何卒よろしくお願いたします。

細田教育長

何かありますか。

それでは、議案第11号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第12号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第13号 さいたま市指導不適切教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第14号 さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

細田教育長

それでは再開します。議案第12号から第14号までについて、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案第12号、13号、14号につきまして、関連する議案のため、一括して御説明させていただきます。これらはすべて、定年延長に係る地方公務員法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」となりますが、議案書は別冊の1ページから5ページでございます。こちらは、定年延長に伴い新たに規定される、定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用短時間勤務教職員に対して、現行の再任用短時間勤務教職員と同様の勤務時間規則の規定を適用するため、所要の改正を行うものでございます。また、規則で引用している、再任用教職員の採用に係る地方公務員法の条項について、法改正に伴い引用する条項がずれるため、規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第13号「さいたま市指導不適切教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書別冊の6ページから8ページが、該当の議案でございます。こちら先ほどの規則と同様、規則で引用している再任用教職員の採用に係る地方公務員法の条項について、法改正に伴い引用する条項がずれるため、規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第14号「さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたします。議案書別冊の9ページから11ページが、該当の議案でございます。こちら先ほどの2つの規則と同様、規則で引用している、再任用教職員の採用に係る地方公務員法の条項について、法改正に伴い引用する条項がずれるため、規定の整備を行うものでございます。

施行期日はすべて、令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

細田教育長

何かありますか。

それでは議案第12号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第14号は原案のとおり可決されました。

- 議案第15号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第16号 さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第19号 さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第20号 さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第21号 さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第22号 さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第24号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第25号 さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第26号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第27号 さいたま市教職員の給与に関する条例附則第26項から第29項までの規定による給料に関する規則の制定について

細田教育長 続きます、議案第15号から第27号までについて、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案書別冊の表紙を御覧ください。議案第15号から議案第27号までの11議案は関連がございますので、一括して御説明させていただきます。

なお、議案第18号及び議案第23号につきましては、改正する必要がなくなったことから、議案の上程を取り下げさせていただきます。

今回の給与関係の議案につきましては、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、さいたま市教職員定数条例のほか4条例について所要の改正を行う「さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例」が令和5年4月1日に施行されることより、その関連する規則の所要の改正を行うものが主となっております。

議案書別冊の12ページを御覧ください。議案第15号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改



正する規則の制定について」を御説明させていただきます。本議案は、教職員の降格時における給料の取扱いに関しまして、市人事委員会規則の改正状況を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、教職員の降格時の給料につきましては、市人事委員会が改正した、さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則における取扱いを踏まえ、降格時号給対応表により号給決定を行うように必要な事項を規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして27ページを御覧ください。議案第16号「さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。本議案は、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正を踏まえた、さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、55歳を超える教育職員の給料月額等の特例を定める「さいたま市教職員の給与に関する条例」附則第23項から第26項までの規定の削除に伴い、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして31ページを御覧ください。議案第17号「さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。本議案は、特別支援教育に従事する教員に対し支給される手当について、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正を踏まえた、さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は二つございます。一つ目は、「さいたま市教職員の給与に関する条例」附則第24項に規定する給料月額7割措置の適用を受ける教育職員の当該手当額について、国に合わせて、現行の金額の7割に相当する金額を新たに設定するものでございます。二つ目は、地方公務員法の一部改正を踏まえ、定年前再任用短時間勤務教育職員の当該手当額を新たに設定するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして40ページを御覧ください。議案第19号「さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本議案は、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、地方公務員法

の一部改正に伴い、当該規則で参照する条文等を改正するものでございます。

なお、管理職手当の月額につきましては、元々、市職員の職の区分に合わせて設定した経緯を踏まえまして、職が同じであれば年齢や任用種別にかかわらず職責は同じとの市の考え方に合わせて、定年引上げ後の特例任用や再任用の場合においても、同額のままとさせていただきます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして44ページを御覧ください。議案第20号「さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。本議案は、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、地方公務員法の一部改正に伴い、当該規則で参照する条文を改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして48ページを御覧ください。議案第21号「さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。本議案は、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、地方公務員法の一部改正に伴い、当該規則で参照する条文を改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして51ページを御覧ください。議案第22号「さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。本議案は、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、二つございます。一つ目は、地方公務員法の一部改正に伴い、当該規則で参照する条文を改正するものでございます。二つ目は、現行の再任用職員同様に、定年前再任用短時間勤務職員として採用されたことに伴い、単身赴任手当の要件に該当することとなった教職員に、単身赴任手当の支給を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。また、暫定再任用職員にも、同様に支給を行うことができるよう経過措置を設けるものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして56ページを御覧ください。議案第24号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本議案は、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。また、市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、規則第24条に規定する教職員の勤勉手当の成績率を変更するものでございます。

改正の内容は、四つございます。一つ目は、地方公務員法の一部改正に伴い、当該規則で参照する条文等を改正するものでございます。二つ目は、定年前再任用短時間勤務を行う者について規定するものでございます。三つ目は、教職員の勤勉手当の成績率を令和5年度6月支給分より変更するものでございます。最後に四つ目は、55歳を超える教育職員の給料月額等の特例を定める「さいたま市教職員の給与に関する条例」附則第23項の規定の削除に伴い、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして62ページを御覧ください。議案第25号「さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本議案は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法に基づき、教育職員に支給される手当について規定する現行の規則について、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正を踏まえたさいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、二つございます。一つ目は、地方公務員法の一部改正に伴い、当該規則で参照する条文等を改正するものでございます。二つ目は、「さいたま市教職員の給与に関する条例」附則第24項に規定する給料月額7割措置の適用を受ける教育職員の当該手当額について、国に合わせて、現行の金額の7割に相当する金額を新たに設定するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

続きまして69ページを御覧ください。議案第26号「教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本議案は、「さいたま市職員退職手当条例の一部改正」を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、雇用保険法の改正により、令和4年7月1日から、事業を開始した者が、事業を行っている期間等は受給期間に参入しない特例を新設したことに伴う「さいたま市職員退職手当条例」の一部改正を行ったことから、さいたま市職員の例によることとされている教職員の失業者の退職手当について、所要の改正を行うものでございます。

適用年月日につきましては、令和4年7月1日でございます。施行日は公布の日でございます。

最後となります。議案書別冊の79ページを御覧ください。議案第27号「さいたま市教職員の給与に関する条例附則第26項から第29項までの規定による給料に関する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本議案は、さいたま市教職員の給与に関する条例からの委任を受け、「条例附則第26項から第29項までの規定による給料」に関し、必要な事項を規定するものでございます。

別紙参考資料の図を御覧ください。定年年齢が引上げされた後、60歳を超える教職員については、当分の間の措置として、給与水準が7割となります。はじめに「条例附則第26項から第29項までの規定による給料」について御説明いたします。

この図は、60歳時に校長であった教職員が役職定年により主幹教諭へ降格となるケースでございます。この場合、主幹教諭への降格による減額と給料月額7割措置による減額の二重の減額を受けることとなりますので、60歳の校長の時の給料月額の7割を保障し、差額である調整額を給料として支給いたします。この差額である調整額を、「条例附則第26項から第29項までの規定による給料」と規定上、定義づけております。具体的な数字で申し上げますと、あくまで参考の図における仮定の額ですが、給料月額が400,000円であった校長が主幹教諭へ降格すると、給料月額300,000円となり、その7割が210,000円となります。この場合は、校長であった時の給料月額の7割の280,000円に達しておりませんので、280,000円と210,000円との差額である70,000円を調整額として支給することとなります。

今回御審議いただく規則の内容は、給与改定や任用の事情等を考慮し、権衡上必要があると認められる教職員について、具体的な調整額の算出方法を、国や市人事委員会の規則にならって定めるものとなります。例えば、4月1日に給与改定が施行される場合、役職定年により同日付で降格する教職員の調整額の算定にあたっては、給与改定後の給料月額を基礎として計算できるよう規則を新たに制定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

武川委員 定年が伸びた時、60歳から61歳に伸びた際にも給料の減額はあるのでしょうか。

教職員給与課長 この定年引上げは、元々は国が、国家公務員が設計したものでありまして、その内容をもとに地方公務員を対象として同様に改正しているものとなっております、国家公務員も地方公務員も給与月額が60歳を超えると7割措置となります。

細田教育長 他に何かありますでしょうか。  
御質問等もないようでしたら、順次議案ごとにお伺いしたいと思います。  
議案第15号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第15号は原案のとおり可決されました。  
続きまして、議案第16号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第16号は原案のとおり可決されました。  
続きまして、議案第17号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは議案第17号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。  
続きまして、議案第19号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは議案第27号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第28号 さいたま市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは再開します。議案第28号について事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長 それでは、議案第28号「さいたま市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

資料は、議案書の12ページから32ページまでとなります。

まず議案書14ページ、提案理由を御覧ください。議案の提案理由でございますが、博物館法の一部改正等に伴い、「さいたま市文化財保護条例施行規則」の一部を改正するものです。

議案書の15ページから32ページには、規則改正の根拠となります「博物館法」の改正前後を記載した新旧対照法を掲載しておりますので、適宜御参照ください。

次に13ページを御覧ください。改正の詳細につきまして、規則改正前後を記載する新旧対照表となっております。規則第18条につきましては「所有者以外の者による公開」について定めており、第1項第2号の下線のある博物館法を引用する部分の条がずれることから、所要の改正を行うものでございます。また、併せて、「さいたま市窓口手続のオンライン化導入方針」により、申請手続きのオンライン化を進めるため、同規則の各様式に記載のある、「注」及び「署名又は記名押印」という文言を削除する改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

細田教育長           何かありますか。  
それでは、議案第28号につきましては、原案のとおりと  
してよろしいですか。

各委員               <異議なし>

細田教育長           出席委員全員の賛成により、議案第28号は原案のとおり可決  
されました。

議案第29号   さいたま市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

細田教育長           それでは、議案第29号について事務局から説明をお願いします。  
す。

文化財保護課長       それでは、議案第29号「さいたま市博物館の登録に関する規則  
の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

議案書は、議案書の33ページから43ページまでとなります。  
まず、議案書の43ページ、提案理由を御覧ください。議案の提  
案理由でございますが、博物館法の一部改正に伴い、「さいたま市博  
物館の登録に関する規則」の一部を改正するものです。

先ほど同様、議案書の15ページから32ページには、規則改正  
の根拠となります「博物館法」改正前後を記載する新旧対照法を掲  
載しておりますので、適宜御参照ください。

次に、34ページを御覧ください。改正の詳細につきまして、規  
則改正前後を記載する新旧対照表となります。博物館法改正のう  
ち、博物館の登録要件の見直し、これは博物館法第2条及び第13  
条第1項となります、次に登録審査の手続き等の見直し、13条第  
3項及び第17条から第19条までになります。こちらの改正が行  
われたことにより、博物館法を引用する部分の新設や削除、条ずれ  
に対応した改正を行うものです。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひいたしま  
す。

細田教育長           規則改正の理由ともなった博物館法改正の、博物館の登録要件の見  
直しとは、何がどのように見直されたものか御説明をお願いします。



文化財保護課長      まず、第一には博物館としての登録を増やそうということが目的でありまして、現在博物館と名がつくものは5,000以上はあるのですが、実際は2割程度しか登録されていないのが現状でございます。

この現状より、登録を増やしていきたいという目的により、以前は土地の所有や広さも要件となっておりますが、この要件は全て撤廃されました。また、設置団体につきましても地方公共団体、社団法人、財団法人といった要件もありましたが、これも撤廃され多くの法人が対象となるように見直されました。

細田教育長      登録要件が緩和された、大きく要件が見直されたということですが、手続要件等はどのようになっているのでしょうか。

文化財保護課長      登録における審査では、学識経験者の意見を聴取すること、また、登録後に動いていない博物館もありますので、活動状況の定期的な報告といった変更点があります。

細田教育長      他に何かありますか。

それでは、議案第29号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員      <異議なし>

細田教育長      出席委員全員の賛成により、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号      さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長      それでは、議案第30号について事務局から説明をお願いします。

生涯学習振興課長      議案書の44ページから49ページを御覧ください。

議案第30号「さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

お手元の議案書49ページ、提案理由を御覧ください。

この議案の提案理由でございますが、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度への対応準備のため、規則改正を行

うものです。さいたま市公共施設予約システムとは、インターネットを通じて、公共施設の予約申込みや空き状況の照会ができるシステムでございます。今回の規則改正の内容は、施設の利用にかかる領収書の様式の改正でございます。

様式の改正の詳細につきましては、資料の46ページを御覧ください。こちらは、施設が利用者に発行する領収書です。改正点としては、領収書部分のインボイス制度への対応のため右上の「登録番号」、資料下段の左「消費税10%対象」、同じくその右の「10%対象消費税額」の欄を追加するものです。なおここで記載する登録番号とはインボイス制度に関わるものです。

なお、施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

それでは、議案第30号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第31号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱及び任命について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後2時52分